

今後の紀の川の河川整備に向けた
説明資料【直轄管理区間】（第1稿）
に対する意見と回答

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料に対する意見と回答(委員意見)

名前	日付	意見	回答
玉井 清夫	H15.11.24	<p>河川の管理・整備・環境保全等を考える場合、私は、河川を包む環境(その主体は森林)を含めて考えるべきだと思います。近年、森林環境の保全が重要視点されています。しかしながら、その一方で、各種の道路建設や他の用途のために、森林が少なくなっているのが現状です。その森林の減少、あるいは、道路建設により、河川がいかに傷んできたかについて、私は関係者と共に長い年月にわたって、関係機関(国・県等を含めて)に訴えてきました。現在も道路(林道)敷設と河川の影響について、関係機関に訴えを続けています。紀の川流域についても、山肌を道路が通過し、森林の開発が進んでいるのが現状です。そうした中で、流域森林の保水力は低下しつつあり、そして、流下量は流域全体から集まってくるのです。河川を考える場合、管理者の立場としては、いわゆる管理区間(あるいは、直轄管理区間)内における管理・整備・環境保全等を考えることが多いのですが、それでは自然界の仕組みの一部にしか対応していないのではないのでしょうか。行政には分担域があることは承知していますが、自然現象への対応は、行政上の仕組みを超えて行うべきではないかと思えます。こういう意味で、今後の紀の川の河川整備を考える場合、例えば、川上村の源流域の保全のように、残された自然林に対してはできるだけ広く保全を求め、また、森林復元(再生)すべき場所の森林回復にも、関係機関と共同して力を注ぐべきと考えます。これにより、流域から河川への流下量の調節を期待するとともに、「環境」を視点に含めることにもなると考えます。</p>	<p>ご意見をいただいた説明資料をふまえて作成する河川整備計画は、今後概ね30年間の直轄管理区間における具体的な整備事項を定めるものです。そのため、河川管理者自らが実施できる対策は限られています。自治体、住民等と森林保全に向けた情報の共有化等の連携を図ること等によって、流域の森林保全に寄与することは可能ではないかと考えています。</p> <p>幅広い方々、各方面で森林や水源地から海まで含めた対策の必要性について御理解・協力の輪が広がるために河川管理者として協力が可能な方策を考えます。</p>
石橋 貞男	H15.11.25	<p>説明資料の「具体的な河川整備メニューの考え方」において、「岩出井堰の改築」「藤崎井堰の改築」「小田井堰の改築」が提案されています。改築については治水の面から有効であることから、費用対効果の面、環境面など検討の余地は残すが、基本的に賛成です。しかし、説明書ではそもそもそれぞれの箇所での堰の必要性そのものについての説得的な記述が弱いと思われま。堰の必要性については、主に利水面から出てくると考えられます。その意味で、それぞれの堰の改築に関わる「利水計画」などを提示することによって、紀の川の河川整備に向けた説明がより説得的になるものと考えます。</p>	<p>紀の川流域の地形は、東西に細長く支川が短いことから日照りが続く川の水が少なくなりやすいため、昔からため池や堰が造られ、沿川の田畑のかがい用水が確保されてきました。特に堰は、工事をやりやすく(費用も抑えやすく)、効率的に取水が可能な川幅の比較的狭い所に造られてきた経緯があります。</p> <p>その一方で、現在、狭窄部に存在する固定堰やその上流の堆積した土砂は、洪水の流下に支障となっているのも事実です。</p> <p>そのため、今回の説明資料をふまえて作成する河川整備計画において、治水対策を目的とする堰の改築(部分改築含む)が計画に盛り込まれています。なお、堰の改築は新規利水を目的とするものではありませんが、農業用水について引き続き確保する必要があります。</p>
池淵 周一	H15.12.2	<p>4頁 浸水面積約8km²、浸水被災人口は約1万人...</p> <p>11頁 渇水被害が頻発しており、...とありますが、その際渇水調整をどのようにしたのか、実績はないのか、大滝ダム、大堰完成後にはじめて可能になるということか。</p> <p>15頁 3.中流区間 上から4行目 ...水生昆虫類等が(の)産卵場</p> <p>26頁 3.3.1 上から4行目 ...治水容量を(の)最大限</p> <p>28頁 3.4 利水者には発電サイドも入っているのか、この部分文章が他に比べて少ないが、この程度しか書けないのか。...下水処理水の流入状況等を見直し、...とあるが、どのように調査するのか、もう少し踏み込めないか。</p> <p>30頁 下1行 ...合流点処理を実施するとあるが、たとえばどのような処理が考えられるのか。</p> <p>33頁 4)堤防二種側帯はかなり専門用語のようなので、どのようなものかわかるような記述が必要ではないか。</p> <p>39頁 4.4.1 2)不陸整正等の堤体保護とあるが、<u>不陸整正の部分</u>がわかりにくい</p>	<p>本文追加 2.1.1洪水 ...浸水面積約8km²、浸水被災人口は約1万人...</p> <p>渇水時には、従来からその都度河川管理者、利水者から構成した「紀の川渇水調整連絡会」を設置し、水文情報、ダム貯水量、利水者等の情報の共有化を図りつつ、人々の生活に直接関係する上水等に主眼を置いた調整を行っています。</p> <p>今後、大滝ダムや紀の川大堰が完成し、運用を開始すれば、利水者とのより一層綿密な情報の共有化が必要となります。そのため、今後常設の「水利用流域連絡会(仮称)」を組織し、紀の川の水利用を効率化・円滑化するために、利水者</p> <p>本文修正 2.3.3生物の生息・生育の場 3)中流区間 ...水生昆虫類等の産卵場となっている。</p> <p>本文修正 3.3.1治水対策の基本的な考え方 ...大滝ダムの治水容量の最大限活用と...</p> <p>発電目的の取水により減水区間が生じる箇所があることから、御指摘のとおり発電の取水・放流状況調査を水循環調査の項目に追加します。</p> <p>樋門改築、紀の川合流点付近の河道拡幅です。</p> <p>堤防二種側帯とは？ 堤防の裏側に非常時の水防用のため土砂や資材等を備蓄することを目的に堤防を一定の幅で盛土した部分を指します。</p> <p>表現変更 2)堤防、護岸の補修 ...堤防天端のわだちは、亀裂や法面崩壊の原因となることから必要に応じて不陸整正等を行う。</p>

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料に対する意見と回答(委員意見)

名前	日付	意見	回答
古田 皓	H15.12.2	<p>治水上で、堰の改修をして河道整備、自然流下はよくわかるし、何もいうことはありませんが、環境整備につながる面をもう少し強く打ち出せないでしょうか。記者発表の部分では、やはりポイントを絞ってくと予想されますので、そうすると新法に盛り込まれた「環境」がポイントになると思います。そうなると河道整備、自然流下が、環境を取り戻す第一歩と位置付け、単に魚が登りやすくなるとかではなしに、何かないのでしょうか。「ないものねだり」といわれればそれまでですが、なんかこう自然がもっとも帰ってくるというような具体例は出ないのでしょうか。具体例をもたずの意見で申し訳ありませんが、マスコミ受けする何かが必要な気がしています。大きくは公共下水の整備とつながるのでしょうか、なにかこう清流が戻るとか、泳げるようになるとか、小生物が蘇るとか、…もう一つは、紀の川大堰に水がたまっていて、六ヶ井堰がありますが、来年鮎のシーズンに遡上がとんとんできているとかいうのも大きなネタになると思います。</p>	<p>「清流が戻る」とか「小動物が蘇る」といったことについては、周辺の自然・社会環境にも大きく影響されるものであるため、現段階では河川管理者の施策の目標としてこういった結果を記載することはできませんが、固定堰の可動化や土砂吐き施設の改築等により、洪水時に土砂を流れやすくすることで、少しでも自然に近い河床形態を創出していきたいと考えています。</p> <p>また、自然生態系の回復といった情報については、積極的に情報の提供、共有化を図りつつ、住民に対して河川環境への関心を高める工夫を行っていきたいと考えています。</p>
濱中 秀司	H15.12.2	<p>本文に関しては、特に意見を述べることはありません。整理の仕方として、「河川環境」に関する河川形状(縦断方向)の連続性の項目は、魚道機能について整理している。魚道については「生物の生息・生育の場」の項目の中で生物移動の連続性という観点でまとめた方がよい。</p>	<p>本文修正(表題) 「河川形状(縦断方向)の連続性」、「生物移動の連続性」 2.3.3生物の生息・生育環境 1.生物の生息・生育の場 2.生物移動の連続性</p> <p>3.5.3生物の生息・生育環境 1.生物の生息・生育の場 2.生物移動の連続性</p> <p>4.3.3生物の生息・生育環境 1.生物の生息・生育の場 2.生物移動の連続性</p>
小川 和子	H15.12.26	<p>【大滝ダムについて】 大滝ダムの運用は白屋地区の地すべり問題などの完全解決まですべきでない。流域住民の安全を第一に考えた場合、あらためて、白屋地区のみならず、ダム湖岸全域の地すべり調査を実施すべきである。当ダムの拙速のかつ安易な運用に、あくまで反対する。 地すべりが予想されたにもかかわらず建設強行した大滝ダムで今起こっていることは、湛水試験直後の白屋地区の地すべり問題が示すように、1963年、イタリアで地すべりのため決壊し、2,000人以上の死者を出したとされるバイオントダムに似た面があり、欠陥ダムの疑いがある。</p>	<p>貯水池周辺の他地区においては、現在までの調査では、白屋地区のような性状で、地すべりの発生が懸念される地区は他には見つかっていません。しかし、今回の白屋地区での経緯をもとに、更に詳細調査を実施します。また、今後の試験湛水にあたっては、更に観測の強化を検討してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、ダム運用については、白屋地区の地すべり対策を早急に実施し、ダム湖全体の安全性を確認したのち、実施してまいりたいと考えています。</p>
小川 和子	H15.12.26	<p>【遊水地について】 旧建設省時代の河川審議会が最後に出した提言である「あふれることを前提とした治水」という考えに立つならば、紀の川の下流を超過洪水の危険から守るために、自然の地形をうまく利用して人家の少ないところに造られてきた「古来の遊水地」などをもっと積極的に評価した上で、これらを活用すべきではないか。 30年確率とはいえ、目標流量6,700m³/sは計画高水の12,000m³/sに比して大幅に小さくなっており、大滝ダムによる調節が効かない第二室戸のような中下流部の雨量の多いパターンには不安が残る。また、上述のような大滝ダムが計画通り運用できないケースも考慮しておく必要がある。そのような場合に、被害を最小限に食い止める意味で、遊水地の存在は重要である。</p>	<p>第9～13回でのご説明をふまえた第14回流域委員会での議論のとおりです。</p> <p>洪水は台風等の雨の降り方によって水の増え方が異なります。そのため、河川整備計画の対象期間では目標流量を戦後最大規模の洪水に対して安全に流せる様に計画しています。これは、戦後発生したすべての実績洪水に対応できる計画となっています。しかし、目標流量の洪水対策が完成するには、今後30年間を予定しています。そこで、今回の説明資料をふまえて作成する紀の川河川整備計画では、築堤、堰改築、河道掘削等の整備以外に危機管理対策を強化し、人的被害を最小化するための対策を合わせて講じていきたいと考えています。</p>

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料に対する意見と回答(委員意見)

名前	日付	意見	回答
小川 和子	H15.12.26	<p>[堰の修改築について]</p> <p>利水に関する十分な議論も公開での検証もなく、岩出、藤崎ほかの堰を安易に次々と修改築して可動堰にする考えには同意できない。なぜなら、堰は利水者の便益と損失を明確にし、費用負担を含め多くの利害者の合意を図ることこそが流域委員会の役割だと考える。</p> <p>木津川の上野地区や保津川の亀岡は遊水機能があるので、狭窄部は自然の洪水調節機能があるが、紀の川の狭窄部の上流は河道貯留だけで容量がないので、現状は単に水位をせき上げ、危険度を増していることになる。したがって、「狭窄部を開かない」方針は治水効果に矛盾する施策を謳ったものである。狭窄部の堰を河道化した場合は狭窄部を開くことになるのではないかと。これは「狭窄部を開かない」という方針とどう整合するのか。</p> <p>利水理由を明確にした後、最善の堰の改良が検討されるべきである。紀の川の短い区間に、紀の川大堰を含む多くの堰が見られ、個々の堰の評価だけでなく堰群での環境への評価が必要である。仮に堰ごとに修改築して、最新の魚道を設けたとしても、魚の降下・遡上率は、堰の数だけ相乗的に減殺され、加えて、流れが分断され堰の上流に広大な止水域が広がると、魚の降下・遡上は、ますます困難になり、紀の川の自然の生態系そのものが決定的に破壊される恐れが大きい。また、アユなどのここ数年間の遡上率の実態と最新の魚道を複数設置した場合、予定される遡上率の詳細な科学的データを示していただきたい。また、紀の川大堰の運用前と後での紀の川の生物相の変遷に関する調査資料も示されたい。</p> <p>資料によれば、築堤と人工的に造る遊水地の費用の比較は詳細に載せられているが、堰の修改築に係る費用はほとんど明記されていない。「新たなダム建設がダメなら、次の公共事業として、堰の修改築ありき」という安易な発想であってはならない。</p>	<p>堰の改築(部分改築含む)は、治水上必要性から行う対策であり、既存の農業用水の確保以外の新規利水を目的とするものではありません。そのため、現在の利水状況を確認しつつ、治水上の課題を解決する方策として、堰の改築を位置付けたものです。堰の改築にあたっては、施設管理者と改築方法、改築費用、改築時期等について協議の上、実施してまいります。</p> <p>治水対策は、各河川の河道の整備状況、地域の地理的特性や土地利用等に依りて行っています。紀の川の場合、狭窄部の自然の洪水調節機能では河川全体として必要な治水対策としての効果が十分でなく、また、狭窄部の影響によって想定される氾濫区域の現在の土地利用を守るために必要な費用等を考慮した結果、今後概ね30年間の直轄区間における治水対策としては、狭窄部で洪水の流れを阻害している堰を改築(部分改築含む)の方が有効とのご意見を第14回流域委員会でまとめていただきました。</p> <p>堰の改築(部分改築含む)は、治水上必要性から行う対策であり、既存の農業用水の確保以外の新規利水を目的とするものではありません。堰の改築にあたっては、環境面に十分留意し、モニタリング等を実施しながら関係機関と協力して検討してまいります。</p> <p>また、紀の川大堰運用は、平成15年6月より開始しており、紀の川大堰の魚道を利用したアユ等の本格遡上調査は平成16年からとなります。そのため、集計結果については、今後順次ホームページ等で公表してまいります。ちなみに、紀の川大堰運用前の新六ヶ井堰のアユの遡上量は、調査によると近年10ヶ年の年間平均で約63万匹です。</p> <p>第14・15回流域委員会資料(資料-1)に改築費用を記載しておりますので御参照ください。</p>
小川 和子	H15.12.26	<p>[将来的な紀の川の治水対策について]</p> <p>治水対策を実施しても、計画を超える洪水が発生する可能性を否定できない。紀の川の治水は、堤防強化や遊水地と共に、河川流域の生態系を十分考慮して、水源地および流域の治山を含む「緑の保全を第一とした総合治水計画」によるべきものと考えます。</p> <p>狭窄部の対策については慎重に検討し、流下能力が小さい区間においては、あふれても破堤しないように堤防の強化を行うとともに、自然の遊水地を保全して活用する努力をし、被害を最小限に食い止めることができ、流域住民が受け入れられることができるような土地利用計画と災害補償制度を適切に組み込むべきである。</p>	<p>紀の川では、堤防が整備されていない等の箇所が残されており、量的(洪水を安全に流すための対策)な治水対策が必要な箇所が残されています。また、一方で河川内の治水対策と平行して、大雨の流出を抑制する対策も重要です。ご意見をいただいた説明資料をふまえて作成する河川整備計画は、今後概ね30年間の直轄管理区間における具体的な整備内容を定めるものです。そのため、河川管理者自らが実施できる対策は限られていますが、自治体、住民等と森林保全に向けた情報の共有化等の連携を図ること等によって、流域の森林保全に寄与することは可能ではないかと考えています。</p> <p>幅広い方々、各面で森林や水源地から海まで含めた対策の必要性について御理解・協力の輪が広がるために河川管理者として協力が可能な方策を考えます。</p> <p>紀の川では、述べたように堤防が整備されていない箇所も残されています。地域の洪水に対する安全性を考慮するとそのような箇所を優先的に整備すべきと考えています。しかし、このようなハード整備には時間を要するため、流域住民、自治体等と連携した危機管理対策を実施することで、洪水被害を最小限に努めていきたいと考えています。</p>
小川 和子	H15.12.26	<p>[利水対策について]</p> <p>資料によれば、紀の川の水利用の現状については、水利用の割合に関するグラフはあっても、実際、余剰分がどれだけあるのかには触れていない。過去から将来にいたる紀の川の水需要の実態を精査し、水利権の見直しを第一にしなければならぬ。</p> <p>工業用水については近い将来、大幅な水利権余剰を来す可能性があり、農業用水についても減反等の影響で既に余剰状態にある可能性がある。よって「堰」の修改築工事を急ぐ前に「説明資料(直轄管理区間)」の4.2に明記されている「水循環実態調査」を早期に実施することが先決である。結果次第では堰の修改築はおろか、撤去することが出来る可能性もあるのではなからうか。</p> <p>国交省管理の大滝ダムをはじめ、各種堰群、農水省管理の大迫ダム、津風呂ダムなどの既存施設の有機的運用については、「水利用流域連絡会(仮称)」を組織するとのことであり、それは一歩前進と言えるが、国交省のほか、環境省、農水省、厚労省、または文科省、住民および有識者を加え、絶えず公開できるものでなければならぬ。</p>	<p>水需要については、今後水利権の更新や変更の際に、適正な水利権許可を行い水利用の適正化に努めていきたいと考えています。</p> <p>堰の改築は、あくまで治水上の必要性から改築するものであります。しかし、堰は農業用水の取水のための施設であることから、改築にあたっては施設管理者と十分協議を行ってまいります。</p> <p>これまで、紀の川の水利用の調整は、湯水時に限られていました。今後、大滝ダムや紀の川大堰が運用される中、利水者との調整は非常に重要となります。そのため、常設の「水利用流域連絡会(仮称)」を組織し、紀の川の水利用を効率化するために、まずは利水者との調整を図ってまいりたいと考えます。</p>

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料に対する意見と回答(委員意見)

名前	日付	意見	回答
小川 和子	H15.12.26	<p>【紀の川の景観について】</p> <p>紀の川のありし日のよき景観とは、つい一世代前まで、上流で切り出された吉野杉などをいかだに組んで流していた古来からの姿がそれである。それこそ紀の川の本風景だと信じているものである。税金のムダ使いとも言える人工的な堰群やダム建設がそれらの本風景を奪い取ったものであることに思いを致すべきである。「堰が紀の川の特徴的な景観である」という認識は本末転倒もはなはだしいと考える。</p>	<p>景観については、御覧になる方によって様々な見方、感じ方があるものと認識しております。</p> <p>委員の景観に関する考えをお示しいただき、ありがとうございました。</p>

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料に対する意見と回答(自治体)

自治体名	日付	意見	回答
貴志川町	H16.1.16	平成14年ごろ紀の川支川、貴志川右岸において、約500m置きにボーリング調査が実施されていました。今にして思えばこの調査が堤防の安全性調査だったと思います。昭和28年の水害の後、今の堤防が建設されたのですが、ただ川の砂をすくっただけとしか覚えていない。我々が欲しいのは、この5行の文面ではなくその箇所における浸透・浸食に対するデータです。もう少し詳しく生のデータをだしてほしい。本当は液状化の恐れがあるのでは。	平成8年度より堤防のボーリング調査を行い、その土質調査結果等をもとに堤防の現況調査を実施しています。今後、この調査結果をもとに堤防強化の必要な区間を確認し、緊急性の高いところから順次堤防強化を図っていくことにしています。また、貴志川については、漏水実績箇所の対策を実施してきたところでございますが、今後も堤防調査結果に基づき対策を実施してまいります。なお、堤防調査結果については、公表してまいります。
貴志川町	H16.1.16	貴志川 丸栖悪水樋門となっているのは何故か。ただの丸栖樋門では駄目なのか。	現在、丸栖悪水樋門は、丸栖樋門と名称変更する手続きを行っています。そのため、現段階では「丸栖悪水樋門」という名称ですが、「丸栖排水樋門」という表現に変更します。
貴志川町	H16.1.16	18箇所我計画されているが、貴志川の高嶋橋から丸栖地区までの左岸に予定されているが、この間、待機所(側帯)の意味も含めて考慮してほしい。	側帯(第二種側帯)は、洪水時等における非常用の土砂等の備蓄、水防管理者が行う水防活動及び河川管理者が行う応急措置活動のために必要な機能を持たせるため設けるものであります。そのため、車両の待避所等の利用はできません。
貴志川町	H16.1.16	近畿の1級河川 紀の川で8箇所 親水空間として公園等許可されているが、別に国交省インターネットで「川の通信簿」なるものが発信されている。これを見ると特に悪い点として、木陰がない。トイレが少ない。水道がない。と多数ある。「河川敷地占用許可準則」に基づき許可されているが、貴志川河川公園は「高水敷」に設置されている。ここに固定式の水道・樹木が可能なのか、規制緩和できないのか。「川の通信簿」と「河川敷地占用許可準則」が相反しているように思う。	「川の通信簿」は、河川空間の現状を、利用者を対象としたアンケート調査によりその満足度について5段階で評価することで、その良い点・悪い点を把握し、河川の有する魅力ある親水空間の保全・悪い点の改善等を行い、良好な河川空間の保全・整備を図ることを目的に平成14年度より実施されました。今後、市民と行政が良い点・悪い点の情報を共有し、今後のいい川づくりに活かしていくこととなっています。「河川敷地占用許可準則」は河川が公共用物であって占用を許可するに当たっては、洪水の安全な流下など本来の機能の維持と併せて、河川環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動等の河川利用、街づくりと一体となった河川整備等の多様な要請に応えることができるように許可の基準を定めて、適正な河川管理を推進することと規定されています。どちらも、良好な河川環境の整備・保全を目的とすることから、「川の通信簿」と「河川敷地占用許可準則」がかならずしも、相反するものではありません。御指摘の貴志川町の河川公園については、川幅が狭く高水敷に木を植えた場合、洪水の危険性が高まることから「河川敷地占用許可準則」に照らして判断すると木が植えられないため、御理解をお願いします。
和歌山県	H16.1.7	基本的な考え方に3つの項目があるが、優先順位はあるのか	基本的な考え方は、今後概ね30年間の河川整備を実施するための基本的な考え方を示したものであり、優先順位はありません。
和歌山県	H16.1.9	紀の川流域での遊水地について検討されていたようですが、その他にソフト対策(総合治水対策等)は取り組まないのですか。	総合治水対策は、都市化の進展と流域の開発に伴う河川の治水安全度の低下が著しい河川、従来から浸水被害が著しい既成市街地が大部分を占める河川について流域の持つ保水・遊水機能の確保及び災害の発生のある地域での土地利用の誘導等の措置と併せて、河川改修事業を重点的に実施しています。紀の川流域では、都市化が著しくないため、紀の川本川に対しては、有効な対策ではありません。しかし、市街地を流れる支川では堤防や掘削などの対策が困難で河川改修が都市化の進展と地域の開発に追いついて行けなくなっている河川では有効です。したがって、紀の川の直轄管理区間における概ね30年間の具体的な整備事項を定める河川整備計画では、このような総合治水対策は盛り込まれていません。

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料に対する意見と回答 (住民説明会)

会場	日付	意見	回答
那賀町	H16.2.13	藤崎井堰を可動堰にしない限り浸水被害の解消はありえないので可動堰にしてほしい。中州が氾濫を防御している地区があるので可動堰にしない限り、中州の掘削はしないでほしい。	紀の川の直轄管理区間には、井堰が3つあり、藤崎井堰を先に対策しますと下流の流量が増加し、下流の岩出井堰付近で大きな被害が発生します。説明資料では、伊勢湾台風同規模の洪水に対しても安全な治水対策として、まず下流の岩出井堰を全面可動化し、藤崎井堰や小田井堰は、部分的に可動化することで中州や上流に溜まっている土砂を洪水の力で自然流下させ、水位を下げることを考えています。説明資料では、藤崎井堰上流の中洲はとらず、堰の土砂吐き施設の改良を行い、自然流下により河道断面を確保することとしています。
		土砂堆積によって草が繁茂し、夏場は虫が多くて困っている。予算の関係もあるが草を刈ってほしい。	紀の川の堤防等の草刈りは、大雨の降る梅雨期と台風期を目処に行い堤防の保全や損傷箇所などの発見をしやすくすることを目的に年2回(420万ha(H15実績))行っています。国の予算も年々厳しくなっているのが現状です。説明資料では、このような現状もかんがみ、今後は草刈りや清掃活動を沿川のみなさんの協力により行っていくことを考えています。
		住民説明会の参加者が少なく、流域住民の意見を聴けないと思うので広報を徹底してほしい	住民説明会については、昨年(12月)からマスコミ等へのセミナー(2会場)、自治体への説明会(6会場)、住民の皆様への説明会(8回)を実施してきました。これらに先立ち、新聞広告、インターネット、ポスターによる広報等を行いました。結果として参加者の少ない会場があったことも事実です。2月16日以降はさらに自治体を通じて住民への参加要請を行いました。今後、広報の方法についても工夫してまいりたいと思います。
五條市	H16.2.24	国が土地を買収して遊水地を計画するのなら話は別であるが、用地買収を伴わない遊水地を学識経験者である委員が提案するのはおかしい。	流域委員会では、学識経験者から河川整備に関するさまざまな案が提案され議論されています。その中で、遊水地も治水対策のひとつとして委員から提案されました。検討内容では、遊水地候補地の土地利用、治水効果、費用等について現地視察も含め数回にわたり議論されてきました。その結果、委員会として「紀の川においては、遊水地は困難」という結論を頂いたことから、今回の説明資料には位置付けていません。
		委員会において遊水地案の議論が行われているが、遊水地候補地となっている地区の地元委員は何人いるのか。	紀の川流域委員会の委員構成は、23名で、その内訳は治水、利水、環境、人文等の専門分野と地域の事情に詳しい委員として一般からの公募者5名で構成されています。
		紀の川の光ファイバーの整備は、和歌山県の整備が中心であるが、奈良県側も考えてほしい。	直轄管理区間における五條市域では、堤防整備しているほとんどの箇所は整備済みです。未整備の箇所については、継続的に実施してまいります。
		無堤地区を先に整備するのが当然であり、予算的な課題もあるが早く堤防を整備してほしい。	無堤地区の堤防整備については、治水安全度の公平性を図りながら実施してまいります。
		五條市の無堤地区の対策を実施するとのことであるが、30年のうちのいつ整備するのか。	整備を円滑に進めるためには地元の住民の方々の御理解・御協力が不可欠です。
		下流部への影響を考えて上流部の無堤地区の対策を行わない考え方はおかしい。	これまでの治水対策は、下流から対策を実施してきましたが、段階的に上下流全体の治水の安全度を高めていきたいと考えています。
		野原、牧地区は、地名変更しているのに名称を変更してはどうか。	これまで使用してきました河川事業上の名称で表記させていただきます。(今後の広報等で取り扱うにあたっての御意見として承ります。)
		河川と親しむために、河川内の高水敷などのオープンスペースを駐車場として開放してほしい。	河川空間は、洪水対策や自然環境の保全から重要であり、駐車場等は原則背後地の住居側をお願いしています。しかし、背後地の地形や河川空間の利用上、止むを得ない場合には、一部市や町の管理責任のもと占用を許可しています。
和歌山市	H16.2.14	岩出井堰は、紀の川大堰のような可動化が本当に必要なのか。農家は、堰の負担金を払っているので、堰の改築については、我々農家も計画に参画してもよいのではないかと。	今回の伊勢湾台風規模の洪水を想定した場合の治水対策としては、堰の可動化が優れ将来的にも手戻りのない対策です。今後、河川整備計画が策定されれば施設管理者と協議してまいります。
		農家は今大変なので、将来的に負担にならないようお願いしたい。	今後、御意見頂いた説明資料を踏まえて作成する河川整備計画が策定されれば、施設管理者と協議してまいります。
		北島橋の河川敷に人が住んでいたり、耕作等が行われているが、もう少し厳しく不占対策を行ってほしい。	紀の川の河川敷には、官地と民地があります。河川敷地内の民地については、耕作を認めていますが、小屋を建てることは洪水に影響が考えられるため認めていません。最近では、河川敷内にビニールハウスなども増えており、警告看板や撤去命令など、機会あるごとに是正のお願いと啓発に努めています。

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料に対する意見と回答(住民説明会)

会場	日付	意見	回答
和歌山市	H16.2.14	<p>本来、紀の川大堰は利水目的でしょう。大阪府がもう水は入らないと言っているのに、まだ計画性のない事業を行っている。100年に1度の洪水に対して、莫大な費用負担を強いるのはいかなものか。</p>	<p>紀の川大堰の目的は、新六ヶ井堰の撤去を行い治水、利水、環境の3つの課題を解消させるため実施している事業です。治水面では、洪水疎通の阻害となっている新六ヶ井堰を撤去し河道断面を確保することで洪水を安全に流下させることができるようになります。また、新六ヶ井堰の堰上げにより和歌山市直川地区などで内水被害が頻発していますが、新六ヶ井堰の撤去することで洪水時の堰上げは解消され、洪水時水位が低下することで支川の排水不良が改善されます。昭和57年8月洪水を対象に紀の川大堰完成後の浸水状況をシミュレーションした結果では浸水面積は約120ha減少(約60%軽減)されます。なお、紀の川大堰建設後も新六ヶ井堰の取水、潮止め機能は引き続き確保されます。利水面では、現在、和歌山市、海南市などの水道・工業用水道は新六ヶ井堰の湛水位を利用して取水されています。しかし、これらの用水は上流ダム群の補給対象となっていないため、その利水安全度が低い状態にあり、近年H2、6、7、13、14年と頻発している渇水では深刻な水不足が生じ、特に平成6年の渇水では海南市域で断水が生じるなど国民生活及び社会経済活動に甚大な影響を及ぼしています。このため、紀の川大堰ではこれらの既得用水の利用安全度を高め安全取水を確保すると共に堰下流に対する維持流量の補給を行います。また、新規に大阪府に対して水道用水の確保を行います。環境面では、紀の川下流部は自然河川本来の多様な姿が比較的良好に保たれているため、ワンド・干潟の保全・造成、浅瀬の保全、中州の保全、付属水面・貴重植物群落の保全対策を自然環境保全のため実施していきます。また、現状の新六ヶ井堰の魚道は豊水時には水の勢いが強くなり、また干潮時には潮位との段差が大きくなり魚類の遡上が困難になるなど充分な機能を発揮していないため、紀の川大堰では、魚道の移動経路を遮断することのないように様々な魚類に対応した魚道を設置することで回遊魚等の移動の連結性を改善しています。</p>
		<p>住民説明会の参加者が少なく、流域住民の意見を聴けないと思うので広報を徹底してほしい。</p>	<p>住民説明会については、昨年12月からマスコミ等へのセミナー(2会場)、自治体への説明会(6会場)、住民の皆様への説明会(8回)を実施してきました。これらに先立ち、新聞広告、インターネット、ポスターによる広報等を行いましたが、結果として参加者の少ない会場があったことも事実です。2月16日以降はさらに自治体を通じて住民への参加要請を行いました。今後、広報の方法についても工夫してまいりたいと思います。</p>
九度山町	H16.2.17	<p>高野口で現在、堤防工事が行われているが、川幅を狭くしていないか。</p>	<p>紀の川の堤防については、堤防の(質的)強化と草刈りのしやすさ、利用されるみなさんがより安全に河川へ近づけるように堤防勾配を緩くする緩傾斜化の工事を行っています。緩傾斜堤防の実施にあたっては、上下流及その地点の洪水に対する安全性が低下しないように確認した上で実施しています。</p>
		<p>安田嶋が遊水地に指定されているとはどういうことか。</p>	<p>流域委員会では、学識経験者から河川整備に関するさまざまな案が提案され議論されています。その中で、遊水地も治水対策のひとつとして委員から提案されました。検討内容では、遊水地候補地の土地利用、治水効果、費用等について現地視察も含め数回にわたり議論されてきました。その結果、委員会として「紀の川においては、遊水地は困難」という結論を頂いたことから、今回の説明資料には位置付けていません。</p>
		<p>遊水地の候補として検討を行っていたが治水効果が低いためとりやめ、築堤を計画しているというのは結論か</p>	<p>流域委員会では、学識経験者から河川整備に関するさまざまな案が提案され議論されています。その中で、遊水地も治水対策のひとつとして委員から提案されました。検討内容では、遊水地候補地の土地利用、治水効果、費用等について現地視察も含め数回にわたり議論されてきました。その結果、委員会として「紀の川においては、遊水地は困難」という結論を頂いたことから、今回の説明資料には位置付けていません。</p>
		<p>安田嶋は洪水時内水位が上がっており、浸水の被害が深刻であることから築堤時は樋門を計画して内水を排除する施設を作ってほしい。</p>	<p>堤防を築堤することで、支川との合流点処理が必要な場合は支川の管理者と協議を行っていきます。</p>
		<p>遊水地に対して「結論」が出ているならこんな説明会は要らないのではないかと。注意すべきだ。</p>	<p>紀の川流域委員会の審議の中で、治水対策の1つとしてあげられた遊水地の議論が何回にもわたり行われ、今回の説明資料を説明する中で重要と判断したため、説明会で説明させて頂きました。</p>

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料に対する意見と回答 (住民説明会)

会場	日付	意見	回答
九度山町	H16.2.17	配布資料には和歌山県全体の水需要予測は示されていないが、行っているのか。大阪府では何年か刻みで正確な予測がたてられていて、高度成長期には250万トンだったが、今では200万トンも必要ではなく、ダムも要らない状況である。水需要がどれだけ要するのかデータも無いなかで今後30年の整備計画ができるのでしょうか。	個々の水需要については、基本的には利水者が検討されるものであり、河川管理者はその水需要の要請に基づき必要な水利権許可を行っています。本説明資料では、利水の現状について述べるとともに農工上水の水需要については、今後「水利用流域連絡会(仮称)」を常設し、日々の有効な水利用に努めます。また、各利水者の水利用については、水利権の更新や変更の際に、利水者の水利用の実態、将来の水需要等を踏まえ、適正な水利権許可を行い水利用の適正化に努めます。なお、大阪府の水需要に対しましては、今後大阪府から水需要の申請がなされた時点で判断してまいります。
		大滝ダムに関して、地すべり問題の対策として200億円もかかり、橋本市が7.8億円も水道料金として一部負担を行うようだがなぜか。大滝ダム問題は国の責任である。納得できる説明がほしい。	白屋地区の地すべり対策については、検討当時の最新の技術を以て対策工を検討し工事を実施しており、今回の現象は予想できなかったものです。また、多目的ダム建設事業は事業主体(国)、自治体(県)、利水者から成り立っており、今回のようにダムが有効に機能するかチェックする試験湛水中に、湛水が原因で地滑り現象が発生したものは、ダム事業としてその機能を回復する措置として地すべり対策を行うものです。このため橋本市へは共同事業者(利水者)として、大滝ダムの建設事業の事業費の増額等について理解が得られるよう説明しているところです。
		紀州流治水工法(築堤)について質問。紀の川流域を独自に調査したがたくさんの遊水地のあとがある。紀の川にとって遊水地は治水計画上有効な選択なのではないか。また、総合治水という観点から保水力のある森林の整備がひとつもうたわわっていないのは非常に残念だ。	一般的に遊水地とは、低平地等を活用し、洪水時に洪水を一時的に堤内の水田などの民地等に貯め、本川が洪水の危険がなくなった後に樋門等をあけて貯めた水を出すものです。紀の川には現在、数カ所の無堤地区があり、このような場所のことを指しておられると思いますが、これらの地区につきましては委員会でも示しておりますが、紀の川の地形特性上、山が川にせまっております。洪水を貯める面積に対して貯まる容量が少なく、遊水地として工事を行っても投資額に見合う効果が発揮されません。そのため、流域委員会においても、「紀の川においては遊水地は困難」という結論を頂いてお
		紀伊丹生川ダムの計画時何度も紀の川の将来計画について説明を受けたが、その時と本日の説明の整合がとれていない。丹生川ダムがなくなった今、もっと地元が納得できる計画を真剣に考えてほしい。遊水地等のような結論じみた説明はいらぬ。	今回の説明会は、今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料を説明したものであり、紀の川の将来計画を示したものではありません。遊水地については、流域委員会で頂いた御意見をもとに河川管理者が判断したものです。遊水地に関して御意見あったことは、承ります。
		慈尊院には内堤防跡がある。そこまで河川として川幅が必要なのではないか。河床掘削とともに川幅の検討も必要ではないか。	当該地域については、河床を掘削し堤防をつくるのが今回の説明資料での提案です。
		先ほど、「遊水地はダムと同じ」という発言があったがダムと遊水池は違う。言葉に注意すべきであり、個人の意見を言い過ぎである。ダムは、川の流れを堰き止めるのに対し、遊水地は一時的に水を貯めるので流れを止めない。また、ダムは、魚道を整備しても100%の魚がのぼれない。いかに流しができるまでとは言わないがきれいな川にして魚が上れる川にしてほしい。	「遊水地はダムと同じ」という発言は、洪水を一時的に貯めて下流の洪水被害を軽減するという治水機能を表現したものであり、その効果や方法全てを同じものとみなしたわけではありません。
粉河町	H16.2.18	今まで未改修であった地区の築堤や樋門等を改修していただき、地域として非常に有り難く思っています。しかし、未だに未改修の区間が一部残っており、早期の改修をお願いしたいと思っています。	今後、御意見を頂いた説明資料を踏まえて作成する河川整備計画に基づき、未改修区間につきましては治水の上下流バランスを図りながら実施していきます。
岩出町	H16.2.20	昔は、河川から砂利をとっていた。なぜ、今はできないのか。	昭和30年代頃から40年代にかけて戦後頻発した洪水被害の防止や砂利需要の急増等の社会的要請から河川内に堆積した土砂(砂利)が計画的に採取されてきました。しかし、これ以上採取すると河床低下が進み、護岸や擁壁の基礎が洗われるなどの影響が発生するため、現在は紀の川大堰上流の一部の区間を除いて禁止しています。
		岩出井堰の上流側にたまった土砂の砂利採取を行い、その利益を河川の環境整備に使えばよいのではないかと。そういう観点が整備計画にとり入れられていない。	岩出井堰の上流では、土砂が堆積し洪水が流れる川の断面が小さくなっています。一方で、堆積した土砂の周辺では、植生等が繁茂し、生物の貴重な環境空間を生み出しています。そこで、今回の説明資料では、まず岩出井堰を全面可動堰に改築し、土砂を洪水の力で自然に流れるように計画しています。また、このような対策により土砂移動の連続性も図れるものと考えています。
		平成14年にボーリング調査を実施し、堤防調査を行っている。この文章(パンフレットのP11「堤防の安全性を高めるために」)だけではなく、河川堤防調査として、堤防の強度を正式に表にして表してほしい。	平成8年度より堤防のボーリング調査を行い、その土質調査結果等をもとに堤防の現況調査を実施しています。今後、この調査結果をもとに堤防強化の必要な区間を確認し、緊急性の高いところから順次堤防強化を図っていくことにしています。なお、堤防調査結果については、公表してまいります。

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料に対する意見と回答 (住民説明会)

会場	日付	意見	回答
岩出町	H16.2.20	貴志川町が許可してもらっている河川公園の「川の通信簿」が公表されており、「木陰がない」という答えになっている。「河川敷地占用許可準則」で、植樹を規制しておきながら、「川の通信簿」でこのような評価するのは合点がいかない。	「川の通信簿」は、河川空間の現状を、利用者を対象としたアンケート調査によりその満足度について5段階で評価することで、その良い点・悪い点を把握し、一定の制限のもと河川の有する魅力ある親水空間の保全・悪い点の改善等を行い、良好な河川空間の保全・整備を図ることを目的に平成14年度より実施されました。今後、市民と行政が良い点・悪い点の情報を共有し、今後のいい川づくりに活かしていくこととなっています。
		貴志川町が許可してもらっている河川公園の「川の通信簿」が公表されており、「木陰がない」という答えになっている。「河川敷地占用許可準則」で、植樹を規制しておきながら、「川の通信簿」でこのような評価するのは合点がいかない。	「河川敷地占用許可準則」は、洪水の安全な流下など本来の機能の維持と併せて、河川環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動等の河川利用、街づくりと一体となった河川整備等の多様な要請に応えることができるように河川占用の許可基準を定めて、適正な河川管理を推進することを規定しています。どちらも、良好な河川環境の整備・保全を目的とすることから、「川の通信簿」と「河川敷地占用許可準則」がかならずしも、相反するものではありません。
			御指摘の貴志川町の河川公園については、川幅が狭く高水敷に木を植えた場合、洪水の危険性が高まることから「河川敷地占用許可準則」に照らして判断すると木が植えられないため、御理解をお願いします。
		「丸栖悪水樋門」の「悪水」の名称をはずせないのか。	現在、丸栖悪水樋門は、丸栖樋門と名称変更する手続きを行っています。そのため、現段階では「丸栖悪水樋門」という名称ですが、「丸栖排水樋門」という表現に変更します。
橋本市	H16.2.21	世界遺産に登録されれば多くの人が集まると予想され、看板の設置は大いに賛成。目に見えない文化も感じられるよう工夫してほしい。看板は国道371号線沿いにあるとわかりやすい。イラスト入りの大きなものがよい。	目に見えない文化も感じられるように看板の他パンフレット等も作成し啓発に努めてまいりたいと考えています。
		学文路がよくなることはありがたいと楽しみにしていたが、施工場所が当初の予定より川下側に変わり残念。約束していたわけではないが、予定箇所の工事をお願いしたい。	御指摘の箇所は、平成15年度に工事着手した所で岩盤のある付近まで施工を計画していました。しかし、一部未解決の案件があることから下流側から実施しております。上流側は、今後調整が整ったのち実施してまいりたいと考えています。
		大滝ダムの地滑りをとめるための盛土は、ダム湖の容量を減らすことにならないか。白屋地区の移転費用270億の妥当性について聞きたい。	70万m ³ の盛土の中には、標高が低く有効貯水容量に含まれない部分があることや、盛土材は可能な限り貯水池内の土砂を利用するため、押さえ盛土による貯水容量減少の影響は少ないと考えています。 今回の事業費変更で270億円が追加されますが、白屋地区の地すべり対策については、検討当時の最新の技術を以て対策工を検討し工事を実施しており、今回の現象は予想できなかったものです。多目的ダム建設事業は、事業主体(国)、自治体(県)、利水者から成り立っており、今回のようにダムが有効に機能するかチェックする試験湛水中に、湛水が原因で地滑り現象が発生したものは、ダム事業としてその機能を回復する措置として地すべり対策を行うものです。
		伊勢湾台風時の雨は上流に集中している。紀の川に危険な出水は中下流部に降雨のあった第2室戸台風ではないか。	整備計画の対象となるいくつかの既往洪水の中で、最も流出量の大きな洪水として伊勢湾台風を選定しています。既往洪水では第二室戸台風を含めても伊勢湾台風が最も流出量の大きな洪水となります。
		大阪府は13万トンの水を紀の川からもらえると聞いている。それは利水計画に含まれているのか。	現在、紀の川で大阪府に対して確保されているのは、紀の川大堰建設に伴う0.29m ³ /sです。
		平成9年の河川法改正で治水・利水の他に環境が加わった。整備計画の作成にあたっては環境面ではレッドデータブックをもとに考えていくべきである。本日のような説明会や流域委員会に農林水産省や環境省も含めて欲しい。	河川法の改正により、治水・利水に加え環境が目的に位置付けられました。そのため、河川整備計画策定にあたっては、流域委員会を設置し、治水・利水・環境等の分野の学識経験者の意見を伺っております。今後、実施にあたっては、必要に応じて関係行政機関とも情報交換を行ってまいりたいと考えています。
		林業従事者の減少や川上村の過疎化は大滝ダムの設置が原因ではないか。	川上村の過疎化の問題は、大滝ダムの影響が全くないとは言えませんが、皆様も十分理解されいてるとおり全国的にも人口の減少、高齢化、少子化の中、地方や農山村で過疎化等の深刻な問題が発生しており、大滝ダムだけの問題ではないと考えます。
		資料にある目標の2番目に「歴史をふまえた」とあるが、この点に関してあまり説明がなかった。コンクリート化によって味気ない風景になるのではないか。	「歴史」を踏まえたの意味は、特に紀の川の地形等を考慮した、これまでの治水対策、水利用形態のことを指しています。なお、河道の改変に伴う事業については、事業実施前の調査を実施し、必要な対策や環境に配慮しながら実施します。
橋本市	H16.2.21	川の中にある木より、森の中にある木の方が危険ではないか。森の植林が橋梁崩壊につながっているのではないか。	森の樹木等の流出は、主に雨によって森の土壌が湿潤して崩壊するケースが多いと言われております。一方、河川内の樹木は、洪水の流れを阻害したり、洪水の流れによって樹木が流出するケースが多いため、一概にどちらの木が危険とは言えません。

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料に対する意見と回答(住民説明会)

会場	日付	意見	回答
		白屋地区の対策費もあって大滝ダムの建設費が増えるようであるが、橋本市の水道代にはねかえることが心配である。	白屋地区の地すべり対策については、検討当時の最新の技術を以て対策工を検討し工事を実施しており、今回の現象は予想できなかったものです。また、多目的ダム建設事業は事業主体(国)、自治体(県)、利水者から成り立っており、今回のようにダムが有効に機能するかチェックする試験湛水中に、湛水が原因で地滑り現象が発生したものは、ダム事業としてその機能を回復する措置として地すべり対策を行うものです。このため橋本市へは共同事業者(利水者)として、大滝ダムの建設事業の事業費の増額等について理解が得られるよう説明しているところです。 なお、水道料金が上がるかどうかについては水道事業者である橋本市が決定するものなので、当方ではお答えすることはできません。
		藤崎井堰の対策は、掘削して中州をとるように見えるがそうなのか。	図の表記がまぎらわしく、そのように判断されたのかもしれませんが、掘削は考えていません。堰上流の土砂は、藤崎井堰の土砂吐き施設を改良し、洪水時に上流の土砂を自然流下させる治水対策を説明資料では考えています。
		利水量の見直しをして、必要のない堰を撤去してほしい。資料11ページの水量は必要な量か。	3つの井堰の改築は、治水上の必要性から改築するもので新たな水供給を目的に行うものではありません。また、現在3井堰とも、それぞれ多くの水田や畑かんがい用水等に利用されており、3つとも必要な井堰です。

回答の「説明資料」は、「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料」を略して表現させて頂いています。

今後、説明資料に対して住民、自治体及び学識経験者の御意見を踏まえ、河川整備計画を策定します。